

カドミウムに係る環境基準及び排水基準の経緯（報告）

1. カドミウムに係る環境基準について

カドミウムは土壌中、水中、大気中に広く分布する重金属類で、ニッケル・カドミウム電池の電極材料等として用いられている。人への暴露による有害影響として、腎臓への影響、また腎臓への影響を要因の一つとしたイタイイタイ病として知られる骨軟化症などが挙げられる。

平成 20 年 7 月に食品安全委員会においてカドミウムの耐容週間摂取量が $7\mu\text{g/kg}$ 体重/週に設定されたことを踏まえ、平成 22 年 4 月に水道水の水質基準が 0.01mg/L から 0.003mg/L に強化された。

水質環境基準については、人の健康の保護に関する項目として従来 0.01mg/L が設定されていたが、中央環境審議会において検討された結果、耐容週間摂取量からカドミウムの暴露経路を勘案して環境基準を 0.003mg/L とすることが適当とされ、平成 23 年 10 月に改正された。

2. カドミウム及びその化合物に係る排水基準について

現行のカドミウムに係る排水基準は、法においては、全ての特定事業場に対して環境基準の 10 倍の値 (0.1mg/L) を一律排水基準としている。一方、大阪府においては、水道水源の安全性を確保するため、上乗せ条例及び生活環境保全条例で、上水道水源地域に排水する全ての特定事業場及び届出事業場に対し、環境基準並みの排水基準 (0.01mg/L) を適用している。上水道水源地域を図 1 に示す。

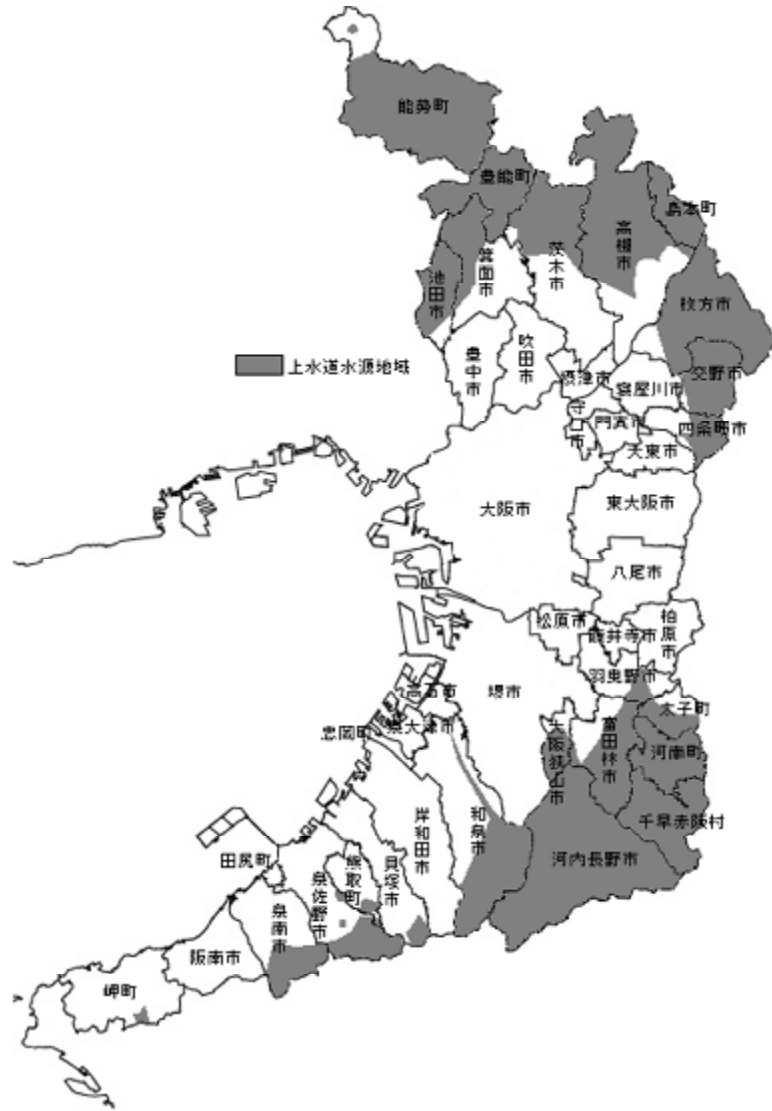
また、上水道水源以外の地域における届出事業場に対しては、生活環境保全条例で、法の一律排水基準と同じ排水基準 (0.1mg/L) を適用している（表 1）。

表 1. カドミウムに係る排水基準（現行）

	法 (特定事業場)	上乗せ条例 (特定事業場)	生活環境保全条例 (届出事業場)
上水道水源地域	0.1mg/L	0.01mg/L	0.01mg/L
上水道水源以外の地域	0.1mg/L	規定無し (法の基準を適用)	0.1mg/L

法の一律排水基準については、今年度、中央環境審議会において見直しを検討される予定である。

上乗せ条例・生活環境保全条例で規定する上水道水源地域



- 1 豊能郡能勢町天王簡易水道取水地点から上流の公共用水域に係る地域
- 2 軍行橋下流端から上流の猪名川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 3 箕面市箕面浄水場取水地点から上流の箕面川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 4 中央自動車道西宮線安威川橋下流端から上流の安威川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 5 淀川大堰^{せき}から上流の淀川及びこれに流入する公共用水域(以下「淀川水域」という。)に係る地域
- 6 近畿日本鉄道株式会社南大阪線石川橋橋梁下流端から上流の石川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 7 大阪狭山市に位置する副池及びこれから上流の西除川並びにこれらに流入する公共用水域(以下「西除川上流水域」という。)に係る地域
- 8 堺市及び和泉市に位置する光明池並びにこれに流入する公共用水域に係る地域
- 9 和泉市に位置する惣ガ池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 10 貝塚市蓄原簡易水道取水地点から上流の東手川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 11 泉南郡熊取町に位置する永楽ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 12 泉佐野市に位置する大池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 13 泉佐野市に位置する稲倉池及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 14 近畿自動車道と歌山線金熊寺川橋下流端から上流の金熊寺川及びこれに流入する公共用水域に係る地域
- 15 泉南郡岬町に位置する逢帰ダム貯水池及びこれに流入する公共用水域に係る地域

図1. 上水道水源地域（網掛け部）